

第1章 監査委員

浜田地区広域行政組合監査委員条例

平成9年3月31日

条例第5号

改正 平成17年9月30日条例第5号 平成18年10月20日条例第4号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（定期監査の通知）

第2条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行う場合は、監査を実施する日の7日前までにその期日及び監査事項を管理者その他関係機関に通知しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、その期間を短縮することができる。

（請求又は要求に基づく監査）

第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があった場合には、速やかに監査に着手しなければならない。

（決算等の審査）

第4条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類の審査についての意見は、審査に付された日から30日以内に管理者に回付しなければならない。

（公表並びに告示）

第5条 法令の規定による監査委員の公表並びに告示は、浜田地区広域行政組合公告式条例（平成9年浜田地区広域行政組合条例第3号）の例による。

（その他）

第6条 法令又はこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第5号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月20日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。